

公 告

このたび旭川市及び東川町の一部を受益地域とする土地改良（忠別第3地区（農業用排水施設）事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法第195号。以下「法」という。）第85条の3第4項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町と協議をしたいので、第85条の3第4項において準用する法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、第85条の3第4項において準用する法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年10月14日

申 請 人
東和土地改良区
理事長 大 橋 政 美

1. 縦覧について

- （1） 関係書類の名称
土地改良事業計画概要書
- （2） 縦覧期間
令和7年10月14日 から 令和7年11月4日まで
- （3） 縦覧場所
旭川市のウェブサイト

2. 意見書の提出方法等について

- （1） 意見書の提出先
 - ア 郵便 〒078-8368
旭川市東旭川町旭正 312 番地の 13
東和土地改良区
 - イ ファクシミリ
0166-32-2244
 - ウ 電子メール
info@touwa.or.jp

(2) 意見書の提出期限

令和7年11月4日(必着)

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただきます場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、東和土地改良区までお問い合わせください。